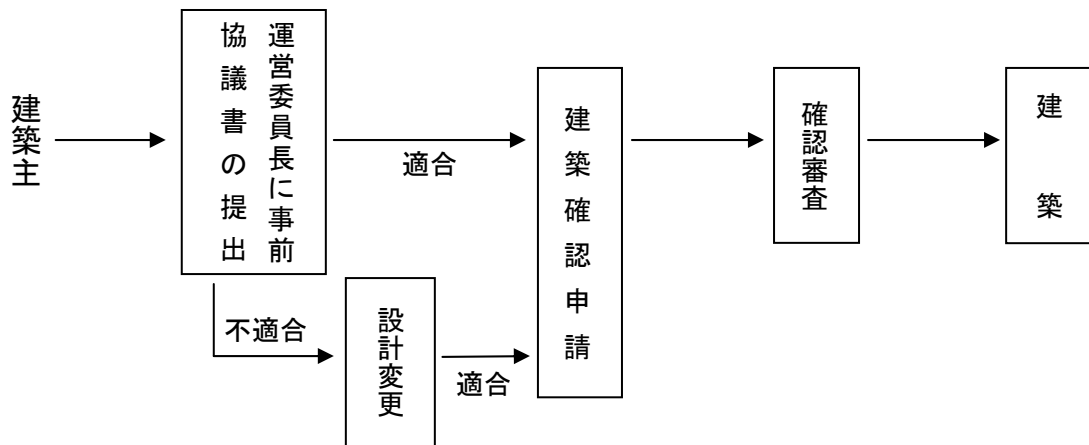
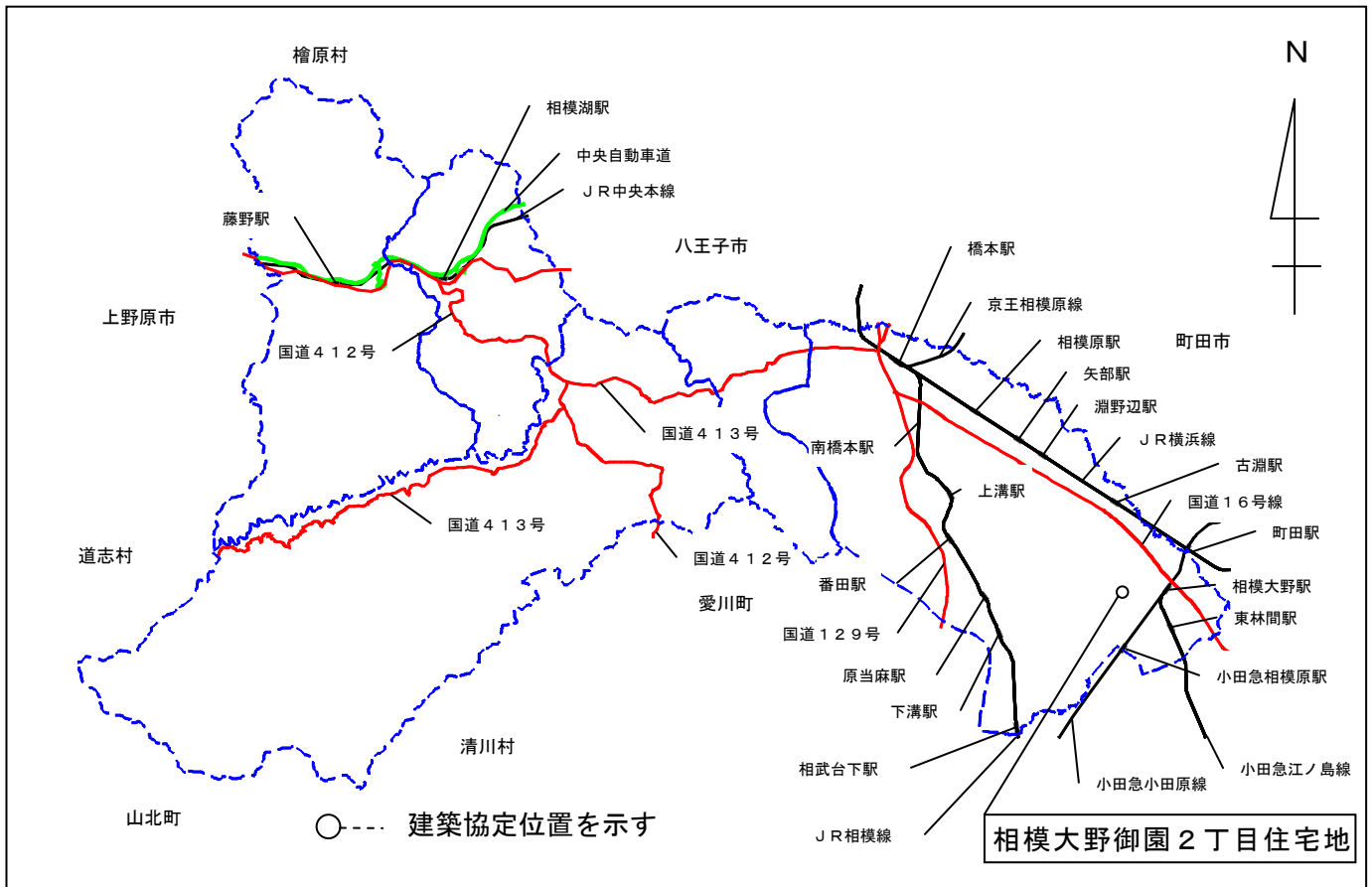


# 相模大野御園 2 丁目住宅地

## 建築協定の概要



○協定区域内で建物を建てる時には、上図のような手続きが必要です。

街づくり、建築協定についてのお問い合わせは……相模原市 街づくり支援課

相模原市中央区中央2丁目11番15号 TEL042-769-9252 (直通) FAX042-754-8490  
Eメール machidukuri@city.sagamihara.kanagawa.jp

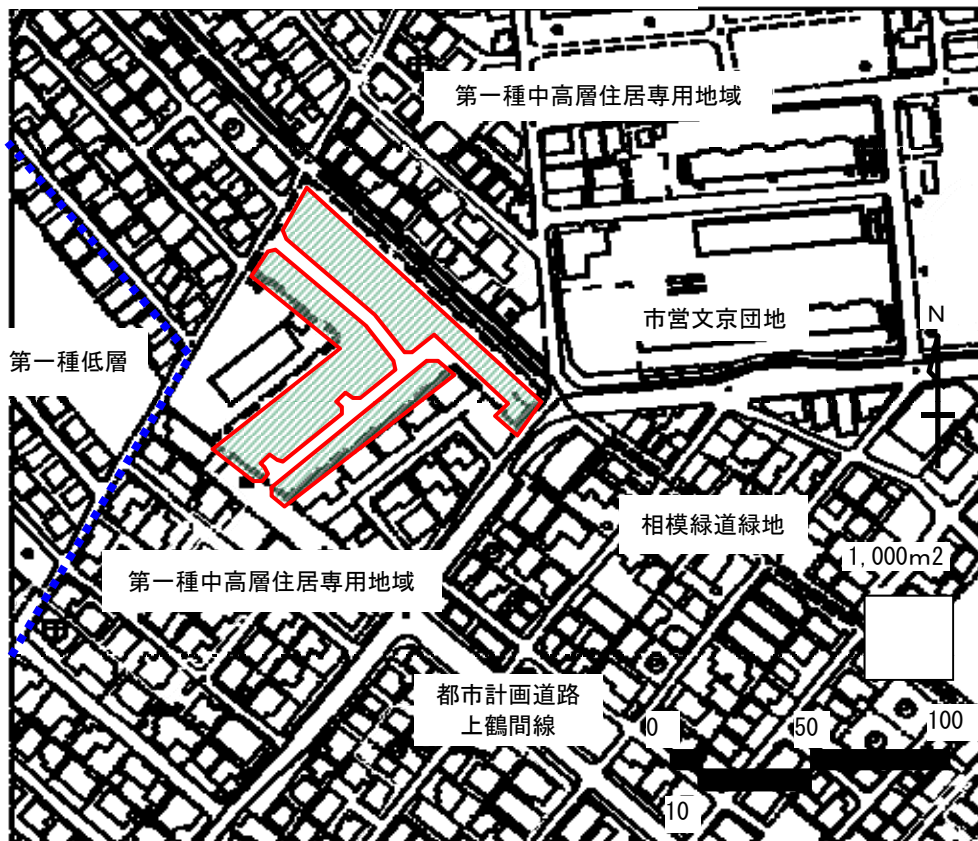
### 〈建築協定とまちづくり〉

建築協定とは、建築基準法に基づく制度です。地区内の土地所有者等の全員の合意を得て、協定書を市に申請して認可を受けます。合意した当事者はもとより、土地等の権利者が代わった場合にも効力が波及します。住環境や商店街の利便を高度に維持及び増進することを目的とした土地と建物のルールで、運営は協定者が行っています。

相模大野御園2丁目住宅地は、小田急相模大野駅から西に約1.3kmに位置し、用途地域が第一種中高層住居専用地域であり、都市計画法の開発許可を受け、公共施設整備とともに良好な住環境の戸建て住宅の分譲地として造成されたものです。


しかし、許容される種々の条件により様々な建築計画が想定されることから、将来にわたり良好な住環境を維持及び増進させることを目的に建築協定が締結されました。


▼相模大野御園2丁目住宅地 建築協定 区域図



#### ● 区域の概要

第一種中高層住居専用地域(200/60準防火)

 : 建築協定区域

 : 用途地域境界線

## 相模大野御園 2 丁目住宅地建築協定書 (H15.8.8 認可)

### (目的)

第 1 条 この建築協定は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 69 条及びこれに基づく相模原市建築協定条例（昭和 47 年相模原市条例第 18 号）の規定に基づき、第 5 条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の敷地、位置、構造及び用途に関する基準を定め、良好な居住環境を維持・増進することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この建築協定に用いる用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）の定めるところによる。

### (名称)

第 3 条 この建築協定は、相模大野御園 2 丁目住宅地建築協定（以下「協定」という。）と称する。

### (建築協定の締結)

第 4 条 この協定は、協定区域内の土地所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）全員の合意により締結する。（以下協定を締結したものを「協定者」という。）

2 土地の所有者等は、当該権利発生の日をもってこの協定に合意したものとみなす。

### (建築協定区域)

第 5 条 この協定の目的となる土地の区域は、別図に掲げる区域とする。

### (建築物等に関する基準)

第 6 条 協定区域内における建築物の敷地、位置、構造及び用途については、次の各号に定める基準によらなければならない。

(1) 建築物の用途は、次に掲げるものとする。

ア 住宅（住戸数が 2 以下の長屋を含む。）

イ 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令第 130 条の 3 で定めるもの

ウ 共同住宅（住戸数が 2 以下のもの）

エ 診療所

オ 協定区域内住民に供する公共的施設

カ 前各号に附属する物置、車庫その他これらに類するもの

(2) 敷地の細分割はできないものとする。

(3) 現状地盤（造成竣工図地盤高）からの切土・盛土による二次造成はできないものとする。

ただし、地盤高さ 50 センチメートル以内のものはこの限りではない。

- (4) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）は、50センチメートル以上とする。  
ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のものを除く。
- (5) 建築物の高さは、敷地地盤面から最高10メートル以下、軒の高さ7メートル以下とする。また、地階を除く階数は2以下とする。
- (6) 敷地の道路に面して垣又はさくを設ける場合は、生け垣又は透視可能なフェンスとする。  
ただし、敷地の地盤面からの高さが60センチメートル以下の部分又は門等の出入口の部分を除く。

(運営委員会)

- 第7条 この協定の運営に関する事項を処理するため、相模大野御園2丁目住宅地建築協定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、協定者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(役員)

第8条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名  
(2) 副委員長 1名  
(3) 会計 1名
- 2 委員長は、委員の互選により選出し、委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 3 副委員長及び会計は、委員の中から委員長が委嘱する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。
- 6 委員は、任期が満了した場合においても後任の委員が任命されるまでその職務を行う。
- 7 委員長の任期が満了したとき、又は、委員長が欠けたときは、新たに委員長になった者が、速やかにその旨を相模原市長に報告するものとする。  
ただし、再任されたときは、この限りではない。

(有効期間)

- 第9条 この協定の有効期間は、相模原市長の認可のあった日（以下「認可日」という。）から10年以上とし、それ以降については、第15条に定める協定の廃止の認可公告のあった日までとする。  
ただし、違反者に対する措置については、期間満了後もなお効力を有するものとする。

(効力の継承)

第10条 この協定は、認可日から以後において、当該協定の土地の所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものとする。

(届出等)

第11条 協定者は、所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、この協定の内容を新しい土地の所有者等に周知させるものとする。

2 新しい土地の所有者等になった者は、速やかに委員長に土地の所有者等の変更を届け出なければならない。

3 協定者は、建築物を建築しようとする場合又は建築物の用途の変更をする場合においては、その計画を委員長に届け出なければならない。

(違反者に対する措置)

第12条 委員長は、第6条の規定に違反した者（以下「違反者」という。）があったときは、委員会の決定に基づき違反者に対し、文書をもって相当の猶予期間を付して、是正のために必要な措置をとることを請求することができる。

2 違反者は、前項の請求があったときは、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第13条 委員長は、違反者が前条第1項に規定する請求に従わないときは、委員会の決定に基づき、その強制履行又は違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求することができる。

2 前項の提訴手続に要する費用は、違反者の負担とする。

(協定の変更)

第14条 協定者は、この協定に係る協定区域、建築物等に関する基準、有効期間及び協定違反があった場合の措置を変更しようとするときは、その全員の合意をもってその旨を定め、これを相模原市長に申請して、その認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第15条 協定者は、この協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、これを相模原市長に申請して、その認可を受けなければならない。

(補 則)

第16条 協定に関して疑義を生じた場合においては、委員会に諮りその指示に従うこと。

2 この協定に規定するもののほか、委員会に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

### (効力の発生)

- 1 この協定は、認可日から起算して3年以内において、当該協定区域の土地に2以上の土地の所有者等が存することとなった時から、法第73条第2項の規定による認可の公告のあった建築協定と同一の効力を有する。

### (協定書の保管)

- 2 この協定書は、三部作成し、二部を相模原市長に提出し、一部を委員長が保管し、その写しを協定者全員に配布する。